

2. 無保険者に国民健康保険証交付又は生活保護を受給させる方法

(1) はじめに

日本は国民皆保険制度を前提としていますが、会社を辞めた場合や転居して新たな住所で国民健康保険に加入する場合は、加入申請をしなければなりません。制度に不案内であったり、当座の保険料が支払えない等の理由で何の健康保険にも加入していない人がいます。

国民健康保険の未加入者が資格を得るには、国保料を最大2年間（国保税の場合は3年間）遡って支払わなければなりません。国保料は自治体によって異なりますが、概ね収入の10%前後であり、介護保険対象者がいる場合は介護保険料も加わります。

このため、医療費と滞納保険料を天秤にかけて国保に加入せず無保険のままとなる人がいますが、その結果受診が抑制され、病状が悪化し手遅れとなってしまう場合が少なくありません。したがって、無保険の方が受診された場合は、下記を案内し、国保への加入や生活保護受給を勧めてください。

(2) 国保加入の案内

患者さんに下記の内容を説明し、市町村国保課に相談するよう案内してください。

- ①今は大変でも将来を考えれば、国保に加入された方がよい。
- ②国保料は前年度の収入に応じて決まり、自治体によって異なるが、概ね年収の10%前後が年間保険料で、新規に加入された場合は2年間遡及して支払わなくてはならない（国保税方式の自治体の場合は3年間）。また、介護保険の対象者は、介護保険料についても遡及される。
- ③ただし、次の理由がある場合は、保険料の減免が受けられる自治体もある。
 - ア 収入が著しく減少した場合
 - イ 医療費が増大した場合
 - ウ 災害、盗難等により大きな損害を受けた場合
- ④保険料の支払いが困難な場合は、分割納入ができる。

(3) 生活保護の案内

生活保護の支給月額半額以上の預貯金や資産（下記※1、※2等は除く）がなく、下記の年間収入程度であれば生活保護に該当する可能性があります。下記に該当する方は自治体の生活保護相談窓口にご相談ください。

生活保護基準の目安（年収）		1級地-1 （東京23区）	2級地-1 （高松市等）	3級地-2 （その他）
標準3人世帯（33歳、 29歳、4歳）	生活扶助該当	210万円	193万円	166万円
	住宅扶助該当	84万円	64万円	41万円
	合計	294万円	257万円	207万円
高齢者単身世帯（68歳）	生活扶助	97万円	88万円	75万円
	住宅扶助	64万円	49万円	31万円
	合計	161万円	137万円	106万円
母子2人世帯（30歳、 4歳）	生活扶助	183万円	169万円	148万円
	住宅扶助	84万円	64万円	41万円
	合計	267万円	233万円	189万円

※1）一般的に住居は賃貸が前提だが、住宅を持っている場合でも売却しないで居住するほうが処分後の新しい家賃より利用価値が高く、地域とつりあいが取れていれば処分する必要はない。

※2）当該地域の農家の平均耕作面積以内等であり、現に耕作して生活維持に活用している田畑は処分する必要はない。

※3）収入が基準を超えても、医療費を支払えば生活保護基準以下になる場合も生活保護が受けられる。